

会 員 規 則

(目的)

第1条 この規則は、定款第53条第3項の規定に基づき、会員及び会費について定め、もって適正に公益財団法人さわやか福祉財団（以下「本財団」という。）の活動を支援する者及び活動の資金を確保することを目的とする。

(会員の愛称)

第2条 会員を「さわやかパートナー」と愛称する。

(会員の種類)

第3条 本財団の会員は、次のとおりとする。

- (1) 法人会員 本財団の目的に賛同して入会する法人
- (2) 個人会員 本財団の目的に賛同して入会する個人

(会員の適性)

第4条 本財団の目的である新しいふれあい社会の構築に賛同し、その事業を援助しようとする個人又は法人は、何らの資格を要することなく、誰であっても会員になれる。ただし、本財団の会員であることをもって自己の政治活動、宗教活動、営利活動その他の社会活動の広報の資料とすることを優越的な目的とする者は、会員としての適性がない。

(会員の本務)

第5条 会員は、会員となることによって本財団から特別の利益を得るものではなく、不特定かつ多数の者の利益の実現に努める本財団の事業を、財政面及び精神面において支援することをその本務とする。

(会員に対する情報の提供)

第6条 本財団は、会員に対し、会員の本財団に対する支援をより深め、また、会員が本財団に対する支援を他に広めることを期待して、本財団の事業に関連する情報を提供すると共に、本財団が実施するフォーラムその他の行事への参加を呼びかける。

(会費の性質及び用途)

第7条 会員は、本財団を支援するため、会費として寄付金を納入する。

- 2 会費の扱いについては、寄付金等取扱規則による。
- 3 会費収入を本財団が行う収益事業のために用いてはならない。

(会費の基準額)

第8条 会員が会費として寄付をする場合の基準額は、次のとおりとする。

- (1) 法人会員 Aコース 1口 10万円
- (2) 法人会員 Bコース 1口 2万円
- (3) 個人会員 Aコース 1万円
- (4) 個人会員 Bコース 3千円

- 2 会員は、第1項の基準額によらず、その自由な意思で寄付額を決めることができる。

(会員の承認)

第9条 理事長は、次の事由があるときは、会員となることの申出を拒み、又は、退会を求めることができる。ただし、退会の上承が得られない場合は、弁明の機会を与え、正当な事由が認められなければ、退会の手続きをとることができる。

- (1) 第4条ただし書に該当するとき
- (2) 本財団の信用を損なうとき
- (3) 会費としての寄付金が、相当期間にわたり納入されないとき

附 則

- 1 この規則は、公益財団法人さわやか福祉財団の設立の登記の日から施行する。
- 2 本財団に移行した特例財団法人さわやか福祉財団及び同法人に移行した財団法人さわやか福祉財団が施行した会員規則（以下「旧規則」という。）は、廃止する。
- 3 第2項に定める特例財団法人及び財団法人に対し、旧規則によって行った会員の承認及び会費の納入は、この規則によって行われたものとみなす。